

令和7年度 第1回 文京区地域包括ケア推進委員会 要点記録

日 時：令和7年5月7日（水）午後1時30分から午後2時20分まで

場 所：文京シビックセンター3階 障害者会館A+B会議室

<会議次第>

1 開会

2 議事

- (1) 高齢者等実態調査の概要について 【資料第1号】
- (2) 旧本郷六丁目介護予防拠点跡地看護小規模多機能型居宅介護施設整備・運営事業者の選定結果について 【資料第2号】
- (3) 高齢者あんしん相談センターの事業運営について
【資料第3-1号】 【資料第3-2号】
- (4) 令和6年度居住支援協議会の取組について 【資料第4号】
- (5) 令和6年度認知症施策検討専門部会の取組について 【資料第5号】
- (6) 令和6年度医療介護連携専門部会の取組について 【資料第6号】
- (7) 令和7年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について 【資料第7号】

3 その他

4 閉会

<出席者> 名簿順（敬称略）

文京区地域包括ケア推進委員会委員

平岡 公一委員長、飯塚 美代子副委員長、井上 博和、今井 瑠璃、
萩野 礼子、新井 悟、後藤 紀行、宮長 定男、木村 始、瀧口 美千代、
大橋 久、石樵 さゆり、青山 智、小倉 保志、細谷 富男、片井 健友、
太田 道之、岩波 康人

<事務局>

鈴木地域包括ケア推進担当課長、瀬尾高齢福祉課長、佐々木介護保険課長、佐

藤事業者支援担当課長、篠原福祉政策課長、大武健康推進課長、早川センター長、小川原センター長、中谷センター長、新堀センター長

＜傍聴者＞

2人

1 開会

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、委員変更の報告＞

瀧口委員：今年度より話し合い委員の会長となりました瀧口と申します。分からないことが結構あると思いますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、事務局職員変更の報告＞

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、出欠状況の報告、配布資料の確認＞

2 議事

平岡委員長：それでは、令和7年度第1回文京区地域包括ケア推進委員会を開会いたします。

初めは、議題（1）「高齢者等実態調査の概要について」です。

＜佐々木介護保険課長より、資料第1号の説明＞

平岡委員長：それでは、この点につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問などございましたらご発言をお願いいたします。

片井委員：まずは、前回の回答率と、総額の委託費用がどれぐらいかかっているか。あと、今回は同じ事業者さんでアンケート調査して、皆さんの負担を減らすという改善策ということは分かったんですけど、予算としても同じなのか、減額が

できるのか。その辺をご説明いただければと思います。

佐々木介護保険課長：前回令和４年度の回答率は、要介護別に見ますと、大体50％から60％の間で回答をいただいております。インターネット調査につきましても、回答率は、要介護４の方が51.9％で、要介護５の方が42.9％。実際にご本人ではなくて、ご家族がご回答をいただいているというところが多いかとは思いますが、回答率とすると、その前の令和元年度は要介護４の方は25.4％、要介護５の方は21.8％というところで、要介護１から要介護３の方は40％台だったのですが、それが要介護１から要介護３も60％近くなり、要介護４、要介護５の方も50％後半というところがございますので、インターネットの効果もありながらニーズが合っているのかなというところです。

前回の委託総額は、約11,850,000円、今回は、約12,790,000円となっております。前回までは調達を入札でやっていましたが、今回はプロポーザル方式で選んでございます。選定の際に、回答率の目標を60％というところで提案を受けていますので、そこを最低限としながらしっかり実態調査を進めていきたいと思っております。

片井委員：区民としては、どれぐらいかかっているかというのが知りたいところがありますので、経費面も含めて確認させていただきました。

平岡委員長： そのほかの点でいかがでしょうか。

宮長委員： この調査では、区民向けの調査の部分というのは、この表にあるように、国から一定の項目として挙げられているものとかで、かなり固定的な部分になっていますね。

この事業者向けの調査のほうが、かなり独自のものとなっているのですが、これについては前回等の資料を持ってきていないのであれなんです、何か変わったところなど、そうした参考にしているものが何かあるか、そのことをお聞きしたい。

佐々木介護保険課長： 事業者向けのところ、今回お示しした内容は全体のものになりますので、考えていただく参考としてお示しさせていただいております。

今後、この事業者と契約したのが、５月になりますので、調査を行う事業者と相談しながら、前回は踏まえながら今回の項目をこれから考えていきたいと思っておりますので、この間に何かご意見などをいただければ、参考にさせていただきます。

ので、ご意見もいただきながら作っていきたいと思います。

宮長委員：ご案内のように、この間も介護報酬の改定では、生産性向上であったり職場環境の改善だったり、いろんな項目が加算との関係も含めてついてきていますよね。そういう意味では、変化との関係で、どうなのかというのを一つ視点としては取り入れていく必要があるんじゃないかと。

それから、もう一点申し上げておくと、何か参考にしているのがありますかという話でしたのが、平成14年ぐらいから介護労働安定センターが、全国で毎年事業所における介護労働実態調査をやって、かなりの冊子になるんですね。やっぱりそういうものとの関係で、全国だけではなく、文京区の事業所はどういう問題を持っているんだろうか。課題は何なのかということピックアップできるような項目設定というのも、もう一つ必要なんじゃないかと。介護労働安定センターの実態調査とかも参考にされているんでしょうか。

佐々木介護保険課長：今回、選定した事業者が全国で400ぐらいの自治体において様々な計画や、調査を受託している実績を持っておりますので、全国の様子ですとか、今日いただいたご意見を参考にしながら、全国で見たときに文京区がどういう位置にいるのかを見えるような調査にしていければと思っております。ありがとうございます。

あと、事業者支援というところの観点におきますと、まさに今、宮長委員からお話しいただいたとおりで、経年の状況ですとか、本当に実態をつかんでいかないといけないのかなというところは、課題と考えており、その面からも事業者支援担当課長が今年度からつきましたので、しっかりタグを組んで、そういうところも視野に入れて取り組もうと思います。ご意見ありがとうございます。

宮長委員：やっぱり介護事業者の立場から言うと、やっぱり人材確保というのが重要な要素になっているので、区のほうも十分考えておられ、事業者支援担当課長も置かれたということなので、大変我々としてはうれしいです。ですが、今やっぱり介護現場で特に問題になっているのはシニアの方々の活用というのが相当重要視されて、片や老人保健施設協会の東先生と厚生労働省が一緒になって短時間でも良いシニアのいわゆる介護補助者の確保をどうするかという実験をやって、それが全国に広がりましたよね。

やっぱりそういうシニアの就労の手応えなんかも、やっぱり文京区としては1

回把握しておいたほうがいい内容ではないかなというふうに思っております。

その点も含めて、ぜひ介護労働安定センターの介護労働実態調査の内容は各都道府県2センチほどの冊子になって毎年発表されていますので、比較して項目設定を考えていければいいのではないかなというふうに思います。その点、よろしくお願いいたします。

佐々木介護保険課長：ありがとうございます。

平岡委員長： 前回の項目を見ましても、9ページの9-1、2、3で、高齢者の介護助手人材を確保したい事業所を対象にした項目というのがあると思いますね。

もっとこういう観点からこうしたらいいのではないかなというところがあれば、ご意見をお伝えいただければと思います。

先ほどのご意見ですと、制度の介護報酬の改定であるとか、制度の改正に伴う事業所の経営による影響が重要ではないかというご指摘をいただきましたが、わりあいとこの調査は、あまり経営状態に関する質問というのは多くないようではありますね。

やはりここ10年ぐらいの間の話題は、人材確保のところがありましたので、そこを中心のホームヘルパーについての内容が良いかなという感じがいたします。

また、新しい課題もこの事業所調査を通じて発見しようと、そういう意図もあるわけですね。ダブルケアとかヤングケアラーの状態にある利用者がどうなのかという質問もあるかもしれない。

そのようなことで、経営の実態調査というのは、厚生労働省とか全国老人保健施設協会も行っているんですけども、この辺りはどうなんでしょうかね。

瀬尾高齢福祉課長： 前々回の調査をやったときに担当していた者です。

今回、事業者向けの調査でお聞きしているのは、経営状態の詳しいところではなく、「どうですか」というような印象的な調査をしています。

もう一つ、介護事業に従事している職員さんへのアンケートというのがメインになっておりまして、どちらかというと事業者の経営状況については、国などの調査で傾向を捉えていて、介護に実際従事している方が文京区の実態調査でどうかという方向性になっているものです。

平岡委員長： ありがとうございます。

それとの関係で、ちなみにこの調査対象200事業者ということになっていますが、事業者の単位はどういう形になっているんですか。つまり個々のサービスごとに1事業者と捉えているのでしょうか。

佐々木介護保険課長：個々のサービス事業者です。

平岡委員長：これは地域密着型とそれ以外の両方。

佐々木介護保険課長：そうです。

平岡委員長：分かりました。ありがとうございました。

後藤委員：事業者経営のところですが、もし入るのであればデイサービスの状況ですね、どのような取組ができているか、できていないかということの追加。あとこの期間の物価高、相当うちも苦しんでいるところですが、そもそも保険料は10年前から比べて3万円上がりました。会社折半でいくと6万円になるので、年間72万円の出費が10年前から増えている状況で、固定費もすごく上がってきている。経営の状況も物価高なので、いろんなものの物価上昇に関しても肌感とか、あとデイサービスに関してはどのくらい経営が難しいという辺りの質問があると結構見えてくると思いました。

佐々木介護保険課長：前回の調査項目のバランスを見ながら、その意図が取れるような質問をうまく取り入れられるか、感覚のところと実際の数字というところに乖離がないような形でまとめる必要があると、感じました。参考にさせていただきます。ありがとうございます。

岩波委員：今の事業者だけでなく、区民も物価高で苦しいんですよ。だからその部分を含めて物価高の影響というのは、食費、電気代、水道代も上がっている中で、そういう項目も区民調査の中でつけていただきたいので。それで、できれば事業者さんの中で、職種別的な従事者のアンケート、そういうのが分かると助かるなと思ったんです。どういうふうな職種がどのように苦しんでいるとか、その点を分かるような形のアンケート項目を考えていただければもっといいんですけれども、よろしくお願いします。

佐々木介護保険課長：ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

平岡委員長：議題（2）「旧本郷六丁目介護予防拠点跡地看護小規模多機能型居宅介護施設整備・運営事業者の選定結果について」でございます。

＜佐藤事業者支援担当課長より、資料第２号の説明＞

平岡委員長： それでは、今の議題につきまして、ご質問、ご意見があればご発言をお願いいたします。

細谷委員： 公募区民の細谷です。

以前、この件が話題になっているんですね。

看護小規模多機能型居宅介護（以下、「看多機」という。）がいいのではないかという意見を申し上げたんですけども、そのときにはほかのご意見として、収益として看多機って厳しいよねというご意見もあったかと思うんです。

今回、社会福祉法人郁青会さんに選定されて、公開されている財務状況を見れば黒字でありますし、小規模多機能型居宅介護の事業としては、こちら黒字であるということではあるんですが、岡山県倉敷市を地盤にやられているということで、大都市での看多機の実績がないというところも含めて、今後、その点を考えながらみんなでサポートするというか、どんな感じの支援体制のお考えがあるのかなとお伺いしたいと思います。

佐藤事業者支援担当課長： 今回、提案をいただいた中にグループ法人に訪問看護を中心にさせていただいている病院があるという形で、こちらのほうで情報共有ですとか、開設前の準備ですとかというのをやるという形の提案をいただいております。

それから収益の実績ですけれど、財務状況等も見させていただいて、借入れがなく事業運営されているというような状況も含めて、提案いただいたほかの業者と比べて選定をさせていただいたというような形でございます。

細谷委員： 分かりました。ありがとうございます。

平岡委員長： 続きまして、議題（３）「高齢者あんしん相談センターの事業運営について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第３－１号、資料第３－２号の説明＞

平岡委員長： それでは、ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があればお

願います。

片井委員： 資料第3－2号ですけども、1年前にも同じ表を見させていただいて、1ページ目のアスタリスク3「富坂については令和6年度実績未確定のため、昨年度金額を入力」ということで、令和7年度の予算がこうなっているというご説明だと思うのですけれども、令和6年度、富坂の実績はなぜ、まだ未確定なんでしょう。

あと、確定が出たら、この表というのは差し替えが出るんでしょうか。

要は、去年の実績を踏まえてよかったところ、悪かったところを改善した上で、今年度の予算というのは区議会なのかどこか分かりませんが、そういうところで議論された上でたたかれるのかなと思うんですけど、去年も全く同じで未確定で概算という形で令和7年度の予算が書かれているので、この辺、どのような考え方が教えていただければと思います。

鈴木地域包括ケア推進担当課長： 令和7年度については、高齢者あんしん相談センター富坂の旧法人で集計している、令和6年度の実績が未確定になっているため、昨年度の金額をそのまま入力しております。

片井委員： 変わっても支払いはするべきですから、金額はもう分かったんじゃないですか。民間企業じゃあり得ないですよ。

瀬尾高齢福祉課長： 公会計なので、1年間が4月から翌年3月、出納閉鎖期間が翌年5月末です。これは官庁全般でそうなんです、本年度の予算は昨年8月から作り始め、議会の承認を得るのが1月ということなので反省するのは2年前分となってしまいます。

補正予算もありますので、もし余り過ぎるとか、適正ではない予算とは見直すべきということになります。

片井委員： そうなんですか。

平岡委員長： 基本的な仕組みがなかなか分かりにくいところがあるかと思うのですが、これは全国の企業で運営されているということではないです。どの部分が区として、区の承認を取れないと執行できないものなのか、あるいはそういう性質のものでなくて事業計画のような報告という位置づけなのか、その辺りをご説明いただけますか。これは区の承認を得て執行すべきということなのか、単に事業計画の提出なのかそれに伴って提出する付属の位置づけなのか、

その辺りのことを教えていただけますか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：基本的には前々年度の実績で今年度こうしていきますという報告ですので承認を求めているものではない形になります。なので、あくまでも報告として見ていただいて、令和7年度については予算がついているというものになりますので、次回、令和6年度の実績が出た際は、また次の年どうしようかというところになるため、並行して進めていかなければいけないところはありまして、先に収支予算概要については報告させていただきました。

片井委員：今、委員長がご質問されたのと重複するんですけど、収支の表の下から二つ目のところが僕が疑問点として挙げているところです。「その他の区委託事業」、これが該当のアスタリスク3なんですけど。僕は区の委託事業というのは、区から予算が与えられているものということで、区議会の承認が出て、かつここでも審議されるものだというふうに認識をして質問をしたのですが、今のご回答ですと実績を報告するものだというふうに答えられたと思って、「その他の区委託事業」は区の予算ではないですね。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：実績報告ではなくて、これから委託して契約をして支出するものとして予算の概要として提出するものになります。

平岡委員長：ということで、この委託自体は区の予算の中での形という。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：はい。そうです。

平岡委員長：その額がそのまま支出されるとは限らず、個別に各センターとの契約で今年度支出する予定の額が決まるという。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：そうです。

平岡委員長：ここに出てくるのは年度が終わった時点での実績という、支出のほうですね。収入も実績の部分と予算のところでは予算ということになりますね。令和7年度ですね。

片井委員：ありがとうございます。

平岡委員長：そのほかの点、事業計画と予算について、いかがでしょうか。

各高齢者あんしん相談センターの計画の要点などについて、触れていただければ、委員の方から質問がしやすかったと思うのですがけれども、事前に配付していただいた資料を全部読んだことを前提にしたご説明だったと思いますので、ちょ

っと理解がしにくいかなと思います。

できれば、これは読んで、次回からはご説明していただいたほうがよろしいかなと思いますが、ほかに今日は議題もありますので結構だと思います。

順番に行きますと次、議題（４）ですが、事務局との事前の打合せで、以降の流れから議題（４）は最後に回したほうがいだろうということになりましたので、議題（３）の後、議題（５）に進ませていただきたいと思います。

議題（５）、「令和６年度認知症施策検討専門部会の取組について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第５号の説明＞

平岡委員長：それでは、ご質問、ご意見があれば、お願いいたします。

岩波委員：以前、何回か委員会のほうでも報告されておりますが、RUN伴文京区ということで、認知症の人と家族を支えるイベントを前に１回やらせていただきまして、それで委員の中からもいろいろ参加していただきたい、または参加していただいた方もいらっしゃいます。そことのつながりみたいなのがあればいいかなと思っているんですが、これは区の事業ですので、私たちの一般の区民が認知症を今は理解していこうというつながりとどのように連携していくかということを、まずこの機会に教えていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：RUN伴文京区のことは前課長からも聞いておりまして、基本的には、認知症の施策というのは各高齢者あんしん相談センターや区が行うイベントもそうなんですけども、やはり一番の活力となる理由は、区民の方々が主体的にやっていただくということが一番盛り上がるというふうに感じております。RUN伴も見させていただいたんですけれども、皆さん、雨が降っても走るというような、その力というのはなかなか出てくるものではないと思うので、我々のもちろん周知は大事だとは思いますが、その力が皆さんに伝わって、また返していただいて、お互いに相乗効果というものが出てくるのではないかなと思います。さらにこういった事業をやっていただけるということは、こちらとしてもなるべく周知していきたいと思いますので、

また今後もよろしくお願いいたします。

飯塚副委員長：チームオレンジについてですが、これの主催はどこですか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：シルバー人材センターと区の高齢福祉課で連携して行う事業になります。

飯塚副委員長：例えば、どのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：ほかの自治体ですと、例えば草むしりや車の洗車等をやるという事業があったりするんですけども、我々としてはシルバー人材センターと連携することになりますので、もともとシルバー人材センターがやっている事業の中で一緒に組み込んでできるものとか、やっている事業の中で一部を切り離してやっていただけたところがないかというふうに今、探しているところでございます。

飯塚副委員長：こういう成果がありましたという報告は地域包括ケア推進委員会ではありますか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：今はまだはっきりと報告できるところはないんですけども、高齢者あんしん相談センターの方や先生方にも相談をして、こういったところならできるのではないかというところをなるべく早く行動を起こしていきたいなというふうに思っております。

今年度の事業ですので、なるべく早い形で事業を決定して皆様に報告できればいいかなと思っています。

平岡委員長：では、議題（６）「令和６年度医療介護連携専門部会の取組について」、事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第６号の説明＞

平岡委員長： それでは、ご質問、ご意見あれば、お願いいたします。

岩波委員： 実はこれ、関連するところがありまして、本郷六丁目の跡地に看多機を誘致するんだというふうなことで前年度に説明があって、それで今回、新たな北のほうに看多機をつくるというふうなことで選定されておりますと。

地域包括ケア推進委員会医療介護連会専門部会（以下、「部会」という。）のメンバーに、できれば、今回は無理かもしれませんが、今後、看多機の事業所も

入れていただいたほうがいいのかなと思っております。

看多機は難しさがありまして、特に一番難しいのは看護師の特別管理加算なんです。それによって利用者数が決められてくるという部分があって、それで24時間体制の訪問看護というのをどのようにやっていくかすごく難しい部分があります。実際に私も苦労しています。

そんな中で、北と南に文京区の施策として看多機をつくったという中で、そのメンバーではやっぱり入れざるを得ないかなと私は思っております。

そういうふうなことを今後検討していただきたいなと思っております。

平岡委員長：ありがとうございました。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：ご意見ありがとうございます。

本当に24時間体制で看られるというのは課題が多いと認識しておりますので、今後検討課題として取り上げたいと思います。ありがとうございました。

岩波委員：医療行為のかなり重大な部分がありますので、特別管理加算のことも含めて、拠点メンバーとして検討されたいかがでしょうか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：ありがとうございます。

後藤委員：MC Sの普及をずっとテーマとしているところですが、文京区は結構時間が経っていて普及するために、今のところ昨年度の中ではどの辺が課題でしょうか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：こちらのMC Sについては、基本的には毎年約10%ずつ増えてきているところではありますし、文京区医師会にやっていたいている講演会等についても、基本的には使いやすいというところで浸透してきたというところがあるかなと思います。

恐らくかなりたくさんのグループができていたりするところもあって、このグループを今後どうしていくのかというところが個人的には課題になっているかなと思うんですが、基本的に今まではグループを増やそうという方向にしてきたと思うんですけれども、その課題を見つけていくというところも含めて課題だというふうに感じております。

後藤委員：ありがとうございます。

普及はしてきている感じですかね。

我々としても、かなり一般化してきて、ただ、まだ法人としての方向性で個人

情報が引っかかるので入れないというところもあったり、あと、地方によってはヘルパーステーションまではなかなか入れなかったりというような実態があって、お話を聞くとすごく一方的なやり取りになってしまうので抜けますというような事業者さんがある、全国規模のものです。その辺も使い方のエチケットとかの問題とか具体的な議題が出てきて、もしその辺の議論ができれば、それをちょっと一般化し解決案として挙げていただけるとさらに一步進むような気がするんですけど。よろしくお願いします。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：確かにサポートもある人はあるんですけども、個人情報の問題等、まだまだあるのかなというふうに感じておりますので、もっと掘り下げた中で、どう一般化していけばいいのかというのは、次回の課題として対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

平岡委員長：どうぞ。

宮長委員：この委員会を含めて私もかなり意見を述べたところで、なかなか周辺の区なんかと比べると文京区は進まない。やっぱり大学、医療機関なんかが多いから、これを実際にやるというふうになると開業医の先生方と介護事業者が、本当に垣根なくやり取りできるようにするシステムなんです。

だから問題は、やっぱり委員の構成を見ても分かるように、文京区はやっぱり大学関係の先生なんかが多くて、やっぱりなかなかMC Sを本当に実感として自分で使っているのではない方々が多いですね。

このシステムをつくるときに、私の法人が実は第1号で実験をやった法人なのでよく分かっているんですけど、やっぱり使っていけば使っていくほどすごくメリットが双方にとってあるんですよね。やっぱりこのところを、人数構成、人の関係含めて、やっぱりどうやって開業医の先生と介護の事業所なんかが連携を取るシステムを使ってやっていくかというところにもう少し苦心をしないといけない部分が文京区の場合は残っているのかな。

みんなが当たり前に使っていくという方向にどう持っていくかというのが、すごく重要なところで、介護事業者の側からすると、介護の職員が医療のほうに連絡をするとき、いつも恐る恐るなんですよ、まだまだ。あその垣根をどうやって取るかが一つ重要だろうと。

それから議会との関係で、僕は、実はコロナとの関係でできた東京都医師会の

医療と介護の連携連絡会の委員もやっているのです、やっぱりこういう部分の構成に東京都医師会をやっている、私は認知症グループホーム協会の代表として来ればいい、有料老人ホームの方、ケアマネのデータ共有の方であったり。

そういうそれぞれの業界から出てきて、本当に平場で医療と介護をどうやったら連携できるんだ、情報交換をする、その辺のところをもう少し有効なものにしていくということが必要なのではないかなというふうに思っていますので、今後の問題としては、部会の検討方法は考えていく必要があるんじゃないかなというふうに意見を申し上げているところでございます。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：確かに宮長委員がおっしゃるとおり、部会の誰を入れるかという問題もありますし、私自身がMCSを使っていて物すごく先生からの返信が早くて、あとスタンプ等をつけられるので見たかどうかというところまで分かるというのが実感としてあるので、介護の方もそうだし、我々自治体も含めてそうですし、更なる連携はぜひ進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。ありがとうございます。

平岡委員長：議題（７）「令和７年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント受託事業者名簿への登録について」事務局から説明をお願いいたします。

＜鈴木地域包括ケア推進担当課長より、資料第７号の説明＞

平岡委員長：これについてご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、この委員会の承認が必要ということですので、承認いただいたという扱いにしたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、議題（４）「令和６年度居住支援協議会の取組について」、事務局から説明をお願いいたします。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：資料説明に入る前に、今回この居住支援協議会の報告を行うことにした経緯を説明させていただきます。

居住支援協議会は、従来福祉政策課で所管している協議会ですが、住まいに関しては、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の柱の一つと位置づけておりますので、今回、本委員会で説明を行うこととしたものでございます。よろしく

お願いいたします。

＜篠原福祉政策課長より、資料第４号の説明＞

平岡委員長： ただいまのご説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。

片井委員： 認知症の方とかに賃貸住宅を大家さんが貸したくない、一般社団法人全国保証機構が認知症の方でも契約できるようなシステムとかも考えなきゃとかというのをやっていらっしゃるというのを以前、聞いたことがあるんですけど、文京区がこの賃貸住宅の供給の対象には、認知症になっている独居の人も含めた分厚い対応を考えていらっしゃるのでしょうか。それとも大家さんは貸したくないという方々に対しては、対象とは考えていらっしゃらないのでしょうか。

篠原福祉政策課長： 今、我々のほうで様々な支援を行っている中で、オーナーの方々のご理解なしでは物事が進みませんので、区の支援としては入居者の方々に対してライフサポートアドバイザー、いわゆる生活援助員の方々がある程度サポートするということを条件にお貸しますので、大家さんに対してもご理解をいただきつつ、賃貸保証会社等のサービスの活用を区が斡旋しつつ、オーナーのご理解をいただいて、仲介事業者さんから借りられるようになります。

認知症で独居されている方は、認知症の進行度合いによって要件が変わりますので、この場で広く全ての方をとすることは申し上げられません。

片井委員： それはそうですけど、全国宅地建物取引業協会連合会のほうは介護保険等で保証してもらえれば貸すよという方向に動いているというところは、区には認識されているのかなという遠まわしな質問なんですけども。

篠原福祉政策課長： 基本、住宅確保要配慮者ということですので、要件としては、高齢者世帯や障害者世帯、ひとり親世帯となっておりますので、その要件によって変わります。

片井委員： 分かりました。

平岡委員長： どうぞ。

岩波委員： すみません。今の説明の中で、多権利擁護で、金銭管理とかに社会福祉協議会が携わっているシステムがあると思うんですけども、それとの絡みを

含めて説明していただくと、今の認知症の形も分かりやすいなと思うんですよ。

だから権利擁護の関係の中で金銭管理して、独居とかそういうふうな人の文書、
手続、住宅等の管理も含めて、そういうふうなことをやっているというふうな、
他の区では私、覚えているんですけども、その点を踏まえて今、説明していただ
くと、先ほどの質問に対して分かりやすいのかなと思ったんですよ。

篠原福祉政策課長：この事業については、今回は頭出しの説明になりましたが、
もし必要に応じてこの協議会のほうでご説明したほうがよければ、別途機会を
取ってご説明したいと存じます。

岩波委員：今、社協との絡みはどうですか。

篠原福祉政策課長：様々な課題を抱えた方々についての支援については、先ほど
申し上げたとおり、主に住宅の確保に配慮が必要な方々に対しての直接的な支
援でございますので、権利擁護の観点でいうと、別のセクションが絡んでまい
ります。社会福祉協議会さんと連携しながら進めてまいります。どうやって
いくかという部分については、今後の課題とさせていただきたいと思います。

瀬尾高齢福祉課長：住宅の直接的な支援については、福祉政策課がやっていま
すので、住宅を紹介していただける様々な法人があるということが分かっています
ので、ご自分で選択して契約できる方の場合、そういうものを使っていた
り、区でご案内することもあります。

年齢的に一人暮らしが心配という方の場合、高齢者向けの住居などもありま
すので、あと先ほど申し上げたライフサポートアドバイザーがついてお住まいに
なる方もいらっしゃいます。

でも、認知機能がちょっと下がってきてしまって契約自体が難しい方になると、
当然、区にご相談が来たり、社会福祉協議会の後見制度をお使いになって契約に
つながてお一人で住まえる場合には住んでいただく。あとは住めない場合は、今
後どうしますかということでご家族などにお話しして行って、場合によってはグ
ループホームを活用されるケース、介護医療院に入るケース、ただ、やはりご自
分のお家に住みたいという方もいらっしゃる。そういった方には丁寧に対応
していくということになります。

ただ、お住まいもできれば文京区で見つけたいという方もいらっしゃいますけ
れど、場合によっては居住支援協議会が紹介する他区の施設を探される方もいら

っしゃるという状態です。本当にケース・バイ・ケースということになってございます。

ただ、いろんなメニューをご紹介できるように、できるだけちょっと考えていきたいなとこちらでも思っています。

3 その他

平岡委員長：本日は、議論いただく議題は以上ということになります。

それでは、事務局から次回の予定などをご説明いただければと思います。

鈴木地域包括ケア推進担当課長：次回、令和7年度第2回については、7月中の開催を予定しております。よろしくお願いいたします。

4 閉会